

# 介護・要支援1・2のお年寄りを保険対象の枠外にする改悪法案 田尻町独自にサービス水準を維持する努力・工夫を

**政府自民・公明が強行に推進する改悪内容**

- 要支援者は訪問・通所介護が保険給付で受けられなくなる。
- 特別養護老人ホームは原則、要介護3以上でないと入れない。
- 介護保険に2割負担を導入する。

田尻町で4月1日現在の  
要支援1・2の認定者数

要支援1 36名  
要支援2 67名

福祉課長

小川議員

大事なことはどのようにして介護給付費を圧縮していくか、だと思っています。効果的にケアマネジメントを行いながら、介護給付をいかにして効率的におこなうか、全国的にやっつけなければならぬ。決して介護難民を生まないように工夫やみんなで智恵を出し合っていきたい。この法案による影響はわからないが、第6期の計画づくりで反映させていきたい。

「医療・介護総合推進法案」では、保険給付による訪問・通所介護は止めるかわりに、田尻町でも実施している「地域支援事業」に新たなメニューをもうけ、要支援者には「見守り」「配食」「緊急時対応」などの「代替えサービス」を実施するとしています。しかし、これらの「代替えサービス」には人員

基準も運営基準もなく、サービスの内容は市町村の裁量まかせ、しかも、事業予算には上限がつけられ、市町村は給付費削減を義務つけられます。これでは、サービスが後退し、介護難民をふやし、重度化に拍車をかけることになるのではないのでしょうか。また、そうならないよう田尻町独自の努力・工夫が必要だといたしました。

## 一般財源からの繰り入れで、来年度に改定する介護保険料の据え置きを

原町長は先の3月町議会会で吉開議員の質問に答え、来年度が介護保険料の改定となることについて、「介護保険料の値上げにはつなげたくないと思っています。なるべく上げない方向に行くために、今年度しっかりと取り組みをやっていきたい。」などと答弁していることについて

# 米国の戦争のために

# 日本の若者が血を流す



# 『戦争する国づくり』許さない

安倍政権が憲法解釈の変更で行使を容認しようとしている、集団的自衛権。「自衛」の名がついていますが、個別的自衛権とは大違い。日本への武力攻撃がなくても、他国のために武力行使することです。

志位委員長が追及  
首相は「限定的な行使」「必要最小限」と言っ、集団的自衛権を小さく見せようとしています。真相は戦地に自衛隊を派兵し、「アメリカの戦争のために日本の若者の血を流す」ということ。国のあり方の大転換です。日本共産党の志位和夫委員長が国会質問で浮き彫りにしました。



# 集団的自衛権の真相



秋山收内閣法制局長官の答弁(2003年10月9日参議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会)

九条は、我が国自身が外部から武力攻撃を受けた場合における必要最小限の実力の行使を除き、いわゆる侵略戦争に限らず国際関係にお

質問する日本共産党の志位和夫委員長  
= 5月28日、衆院予算委